

監査公表第 6 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、水道部に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成18年7月31日

敦賀市監査委員 安 久 彰
同 小 川 三 郎

記

1 監査の実施日

平成18年6月30日(金)

2 監査の対象

水道部に係る財務事務の執行状況及び経営事業の管理状況。

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿等を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務に関する事務及び事業の管理並びに事務の執行が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

水道事業会計、簡易水道特別会計及び下水道事業特別会計等それぞれの財務事務の執行及び経営事業の管理については、おおむね適正に行われていると認められた。

(指摘事項)

次の事項については昨年度も同様の指摘をしているが、引き続き改善・検討が望まれる。

水道事業会計

水道使用料で1億2000万円超の未収金が累積しているが、徴収体制を強化し、他部門との連携を図りながら、未収金の回収に努められたい。

下水道事業特別会計

下水道使用料で1億円超の未収金が累積しているが、徴収体制を強化し、他部門との連携を図りながら、未収金の回収に努められたい。

5 予算執行状況

上水道課、下水道課の予算執行状況は別紙1～6のとおりである。(添付省略)